

つくば市令和7年（2025年）7月定例記者会見 資料一覧

令和7年（2025年）7月10日（木）

つくば市 市長公室 広報戦略課

- 1 「つくば市役所で、手持ち花火。」の実施について
- 2 つくばちびっ子博士2025の開催について
- 3 一日市長体験の開催について
- 4 「市長と話そう！タウンミーティング with 中高生」の開催について
- 5 栗原小学校と谷田部南小学校における小規模特認校制度導入の説明会実施について
- 6 第7回筑波山地域ジオブランド認定商品の募集について
- 7 つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の制定について
- 8 つくば市イベント情報（2025年7月、8月）等

世界のあしたが見えるまち。

事 案 名	「つくば市役所で、手持ち花火。」の実施について
1 趣旨・目的	夏の思い出に花火を楽しむ場として、つくば市役所駐車場を一般開放します。
2 日時	令和 7 年（2025年） 8 月14日（木）、15日（金）18:30～20:30 ※雨天中止
3 場所	つくば市役所本庁舎お客様駐車場 1 （研究学園一丁目 1 番地 1）
4 内容	お客様駐車場 1 を44区画に区切り、手持ち花火を使用する場所として開放します。 ・参加申込 いばらき電子申請・届出サービスにて受付 ・受付期間 令和 7 年（2025年） 7 月11日（金）～ 7 月31日（木） ・参加費 無料
5 対象者等	1 日当たり 1 グループ 6 名以内で44グループまでご参加いただけます。
6 主催等	つくば市
7 特記事項	・手持ち花火、着火器具、バケツなど必要なものはご持参ください。 ・当日は熱中症対策として、飲料やかき氷の販売を予定しています。
資 料 等	・「つくば市役所で、手持ち花火。」チラシ

事 案 名	つくばちびっ子博士2025の開催について
1 趣旨・目的	子どもたちが科学技術に触れることで科学への関心を高め、夢と希望に満ちた未来を考える手がかりとすることを目的としています。
2 日時	令和7年（2025年）7月19日（土）～8月31日（日）
3 場所	市内の研究機関等 43機関
4 内容	令和7年度は、昨年度から引き続き、全国の小中学生を対象にデジタルコンテンツ「つくばちびっ子博士2025」の専用サイトで参加する形態となります。現地見学や動画視聴クイズ等でポイントを集めます。
5 対象者等	全国の小中学生
6 主催等	主催 つくば市、つくば市教育委員会 後援 筑波研究学園都市交流協議会 協力 公益財団法人つくば科学万博記念財団、一般社団法人つくば観光コンベンション協会、一般財団法人茨城県科学技術振興財団つくばサイエンスツアーオフィス
7 特記事項	参加者の特徴 つくば市内の小中学生を中心に、近隣市町村や他県の子どもたちにも広く参加していただいています。 改善点 今年度から、デジタルによる利便性の向上及び専用サイト活用の促進を図り、ちびっ子博士を通して、より深い学びを実践してほしいとの思いから、冊子型のパスポートを廃止します。また、主に未就学児を対象に、ミニスタンプラリーを実施します（ちびっ子博士の認証とは関係ありません）。
資 料 等	・つくばちびっ子博士2025パンフレット

事 案 名	一日市長体験の開催について
1 趣旨・目的	まちの未来を担う子どもたちに、市政に対する興味関心と理解を深めてもらい、子どもたちの新たな視点を市政に取り入れる機会とすることを目的としています。
2 日時	令和7年（2025年）8月5日（火）9:30～15:00
3 場所	つくば市役所本庁舎
4 内容	・市長が普段どんなことをしているか市長の仕事紹介 ・消防本部見学、先端科学技術の体験 ・市長とのランチミーティング ・「私が市長になったら〇〇をします！」を議場で発表
5 対象者等	つくば市在住の小学校・義務教育学校6年生 定員：先着15名（ホームページから申込） ※昨年度は午前の部・午後の部に分けて開催し、13名が参加
6 主催等	つくば市
7 特記事項	7月15日（火）までに市ホームページからお申込みください。
資 料 等	・一日市長体験チラシ

市長公室 広報戦略課広聴室

事 案 名	「市長と話そう！タウンミーティング with 中高生」の開催について
1 趣旨・目的	市長と中学生・高校生が自由に語る「市長と話そう！タウンミーティング with 中高生」を開催します。今年度は、6年振りに対面での開催となります。 次世代を担う中学生・高校生に市政への関心を高めてもらう機会を創出し、市への愛着・シビックプライドを醸成するとともに、若年世代ならではの視点による市への意見等を伺い、市政に生かすことを目的としています。 当日は、市長が市の施策等についてのプレゼンテーションを行うとともに、市長と参加者の自由な意見交換を行います。
2 日時	令和 7 年（2025年） 8 月27日（水）14:00～15:30
3 場所	コリドイオ 1Fフリースペース内
4 内容	・市長によるプレゼンテーション ・市長と参加者の意見交換
5 対象者	つくば市内在住または在学の中高校生 （義務教育学校の 7 ～ 9 年生、中等教育学校の生徒を含む）
6 定員	20名（先着順）
7 特記事項	市ホームページからお申込みください。
資 料 等	・「市長と話そう！タウンミーティング with 中高生」チラシ

教育局 学務課

教育局 学び推進課

事 案 名	栗原小学校と谷田部南小学校における小規模特認校制度導入の説明 会実施について
1 趣旨・目的	令和 8 年度から栗原小学校と谷田部南小学校で小規模特認校制度 を導入します。導入に伴い、説明会を実施します。小規模特認校と は、少人数ならではの、特色ある教育活動を進める学校です。通学 区域に関係なく、市内のどこからでも就学できます。説明会では、 就学手続きや、教育活動を案内し、小規模特認校の周知を図ります。
2 日時	令和 7 年（2025年） 8 月 3 日（日） 10：15～11：00 （受付 10：00開始）
3 場所	市役所本庁舎会議室201
4 内容	栗原小学校と谷田部南小で導入する「小規模特認校」について、 就学手続きや教育活動に関する説明会を実施します。
5 対象者等	市内在住の方
6 主催等	つくば市
7 特記事項	7 月18日（金）までに電話またはインターネットでお申し込みく ださい。
資 料 等	・ 小規模特認校案内チラシ

事 案 名	第 7 回筑波山地域ジオブランド認定商品の募集について
1 趣旨・目的	筑波山地域ジオパーク推進協議会では、ジオパークを通じた地域振興を目的とし、筑波山地域ジオパークをイメージできる食料加工品（料理を含む）を募集しています。 筑波山地域ジオパークの特徴的な地形や地質等との関連が語れる“ストーリー”性のある商品であることが条件です。 審査により認定された商品は、認定商品ロゴマークの使用が認められるとともに、協議会ホームページやパンフレットなどで「筑波山地域ジオブランド認定商品」としてご紹介させていただきます。
2 申請期限	令和 7 年（2025年） 7 月31日（木）まで
3 申請資格・必須条件	申請資格及び必須条件等の詳細については筑波山地域ジオパーク認定商品募集チラシ及び協議会ホームページをご参照ください。
4 申請方法	筑波山地域ジオパーク推進協議会ホームページから「筑波山地域ジオブランド認定申請書」をダウンロードし、内容を記入の上、メールもしくは郵送、持参にてお申込みすることができます。  協議会 H P
5 応募先	筑波山地域ジオパーク推進協議会事務局 つくば市ジオパーク室 029-883-0012 石岡市商工観光課 0299-23-1111（代） 笠間市観光課 0296-77-1101（代） 土浦市商工観光課 029-826-1111（代） かすみがうら市観光課 029-897-1111（代） 桜川市商工観光課 0296-55-1159
資 料 等	・ 筑波山地域ジオブランド認定商品募集チラシ

事 案 名	つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例の制定について
1 趣旨・目的 2 経過	障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律が公布され、各自治体で当該法律に関係した条例が制定されています。 本市は、地域社会を構成する様々な人たちが人権を尊重し、互いの立場を思いやりながら行動し、平等な立場であらゆる分野に参画することで、誰もが自分らしく生きるまちを目指しています。そのためには、障害者による情報の取得利用や意思疎通に係る手段の選択の機会が確保され、それらが円滑かつ十分に行われることが重要です。これらの促進に取り組み、本市が目指すまちを実現するため、本条例を制定しました。 令和 6 年 1 月～ 9 月 県内外の他自治体の条例を調査を行ったほか、障害福祉サービス事業所、当事者会、家族会、有識者（大学教授）等の関係団体へのヒアリングを実施し、条例制定に関する懇談会の開催等により条例案のとりまとめを行いました。 令和 7 年 2 月 10 日～ 3 月 12 日 パブリックコメントを実施 意見提出：10 人（団体を含む。）から 57 件 意見による修正：（第 7 条第 1 項の下段に以下を追記） 2 市は、前項各号に掲げる施策を推進するに当たっては、障害者その他の関係者の意見を聴くとともに、当該施策の進捗状況の把握等に努め、必要に応じて適切な措置を講ずるものとする。 令和 7 年 6 月 2 日～ 6 月 16 日 パブリックコメントの実施結果を公表 令和 7 年 7 月 3 日 条例の公布及び施行

3 基本理念	(1) 全ての人は、障害の有無にかかわらず、相互に尊重されること。 (2) 障害者による情報の取得利用や意思疎通に係る手段を、可能な限り、その障害の種類や程度に応じた手段を選択することができるようにすること。 (3) 障害者が取得する情報を、可能な限り、障害者でない者が取得する情報と同一の内容の情報を障害者でない者と同一の時点において取得することができるようにすること。
4 市の責務	「市は、市民、事業者及び国、他の地方公共団体その他関係機関と協力し、基本理念に基づき施策を実施する責務を有するものとする。」
5 施策の実施	(1) 障害者による情報の取得利用や意思疎通の促進に関する施策 (2) 障害者による情報の取得利用や意思疎通に係る手段の普及や啓発に関する施策 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める施策
資 料 等	・つくば市障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例